

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会  
事業審査委員会設置要綱

令和4年9月30日

改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 東京都及び東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、東京ベイ eSG プロジェクトに係る事業（以下「事業」という。）に係る協定に基づき事業を実施するに当たり、発注・支出の妥当性等の観点から必要に応じて指摘を行うこと等により、実行委員会の行う事業の適切な遂行に資する審査を行うことを目的として、本要綱に定めるところにより、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本委員会は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(委員長)

第3条 本委員会に委員長を置き、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は本委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。

(招集)

第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務める。

(審査)

第6条 本委員会では、実行委員会の契約発注前に次に掲げる事項について審査するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して指摘、助言等を行う。

- 一 事業に係る経費の妥当性について
- 二 事業実施に係る発注方法の適正さについて
- 三 事業実施に係る契約行為の法的妥当性について
- 四 その他事業に関し必要なことについて

2 本委員会では、実行委員会の契約後支出前に次に掲げる事項について審査するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて実行委員会に対して指摘、助言等を行う。

一 支出内容の適正さについて

3 審査に当たっては、別紙「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業審査委員会における審査について」に基づいて実施するものとする。

(関係者の出席)

第7条 本委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(審査結果の尊重)

第8条 本委員会において審査（必要に応じて行われた指摘等を含む。）が整った事項については、東京都及び実行委員会はその結果を尊重するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(本委員会の運営に要する経費の負担)

第10条 実行委員会事務局は、本委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事務局に置く。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

委員・ 委員長	【第6条第1項に規定する発注前審査】北原法律事務所 鈴木弁護士 【第6条第2項に規定する支出前審査】高橋幸治税理士事務所 高橋税理士
委員	東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課長
委員	東京都政策企画局計画調整部計画調整統括担当課長